

枚方市教育委員会規則第3号

教育長に委任する事務等に関する規則等の一部を改正する規則

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第1条 教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年枚方市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 重要な表彰の被表彰者を決定すること。

第2条第1項中第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3項中「委員会の会議」を「定例会(枚方市教育委員会会議規則(平成3年枚方市教育委員会規則第4号)第2条第1項に規定する定例会をいう。)」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「次の」を削る。

(枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則(平成10年枚方市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「、室」を削り、同条中「、室」を削り、同条の表を次のように改める。

部	課
総合教育部	教育政策課
	おいしい給食課
学校教育部	学校支援課
	児童生徒課
	支援教育課
	放課後子ども課
	教職員課
	教育研修課
	教育指導課

第2条の見出し中「グループ制」を「係制」に改め、同条第1項中「グループ(以下この条において「グループ」という。)」を「係」に改め、同条第2項を削る。

第3条の表教育政策課の項第14号中「市民」を削り、同項第15号中「教育振興基本計画策定審議会」の次に「及び教育委員会指定管理者選定委員会」を加え、同項第31号を削り、同表おいしい給食課の項に次の1号を加える。

(5) 枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審査会に関すること。

第4条の表教育支援室学校支援課の項中「教育支援室学校支援課」を「学校支援課」に改め、同項第5号中「、生徒及び園児」を「及び生徒」に改め、同条の表教育支援室児童生徒支援課の

項を次のように改める。

児童生徒課

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) いじめ対策、不登校対策その他の生徒指導に関すること。
- (3) 学校いじめ対策審議会及び学校いじめ重大事態調査委員会に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に関すること。
- (2) 学校教育における人権教育に関すること。
- (3) 防災、防犯等の安全教育に関すること。
- (4) 安全指導に関すること。
- (5) 学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。
- (6) 支援教育充実審議会及び学校事故等調査委員会に関すること。

第4条の表教育支援室放課後子ども課の項中「教育支援室放課後子ども課」を「放課後子ども課」に改め、同項第3号中「児童の放課後審議会」を「児童の放課後対策審議会及び総合型放課後事業委託事業者選定審査会」に改め、同表学校教育室教職員課の項中「学校教育室教職員課」を「教職員課」に改め、同表学校教育室教育研修課の項中「学校教育室教育研修課」を「教育研修課」に改め、同表学校教育室教育指導課の項中「学校教育室教育指導課」を「教育指導課」に改め、同項第1号中「学校」の次に「及び幼稚園」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 学校運営協議会及び枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。

第5条第1項の表教育支援室学校支援課の項中「教育支援室学校支援課」を「学校支援課」に改める。

第6条第3号中「住宅建設等開発行為」を「開発事業等」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第7条及び第8条中「、室」を削る。

(枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正)

第3条 枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「定める図書館」を「定める中央図書館」に改める。

第3条の見出し中「グループ制」を「係制」に改め、同条第1項中「グループ（以下この条において「グループ」という。）」を「係」に、「グループによる」を「係による」に改め、同条第2項中「グループの」を「係の」に、「グループ制」を「係制」に改める。

第4条の見出し中「補助」を削り、同条第1項中「課長代理」の次に「及び係長」を加え、同条第2項中「係長及び主任」を「主査及び主任並びに監督、業務主査、班長及び副班長」に改め、同条に次の項を加える。

- 3 別に定めのあるものを除くほか、共同調理場に監督、業務主査、班長及び副班長を置くことがある。

第5条を次のように改める。

(職務等)

第5条 館長、場長及び前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（次項及び第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
館長	(1) 所属上司の命を受け、館務を掌理し、その処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 館務の執行について、所属職員が最善の努力を払い、かつ、有効な方法で執務するよう指導教育を行うこと。
場長	(1) 所属上司の命を受け、場務を掌理し、その処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
課長代理	(1) 所属上司が指定する係の事務又は担当事務を掌理するとともに、その処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司を補佐し、所属上司が指定する担当事務を総括整理すること。 (3) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
係長	(1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、係の事務又は担当事務を執行し、及び総括するとともに、所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
主査	(1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、担当事務を統括し、所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
主任	所属上司の命を受け、係の担当事務の処理について、所属職員の指導教育を行うこと。

2 監督、業務主査、班長及び副班長の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
監督	(1) 所属上司の命を受け、係の業務又は担当業務を執行し、及び総括するとともに、その処理について、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
業務主査	(1) 所属上司の命を受け、担当業務を統括し、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
班長	(1) 所属上司の命を受け、担当業務の処理について、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
副班長	所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。

3 主幹及び副主幹の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
主幹	部長の命を受け、部長が指定する担当事務の執行に当たること。
副主幹	部長の命を受け、部長が指定する事務の執行の調整に当たること。

4 前各項に定めるもののほか、教育機関の所属職員は、所属上司の命を受け、担当事務に従事する。

第7条第1号中「教育と文化の発展に係る図書館事業に」を「図書館事業の」に改め、同条第2号中「レファレンス」を「レファレンス」に改め、同条第3号中「の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍」を削り、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「その他図書館の庶務の総括」を削り、同号を同条第5号とし、同条第8号を削り、同条第9号を同条第6号とし、同条第10号中「図書館」を「枚方市立図書館以外の図書館」に改め、同号を同条第7号とし、同条第11号を同条第8号とし、同条第12号中「図書館業務応援に係る」を削り、「年間雇用計画を策定すること」を「任免に関すること」に改め、同号を同条第9号とし、同条第13号を同条第10号とする。

第8条中第3号から第5号までを削り、同条に次の1号を加える。

(3) 次に掲げる事業を行うための場所の提供に関すること。

イ 教育相談事業

ロ 不登校の児童又は生徒の社会的自立に資するための相談及び指導を行う事業

ハ 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある幼児、児童及び生徒についてその機能の維持向上を図るための言語訓練その他の訓練を行う事業

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第4条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条第1項の表中室の項を削り、「課長代理」の次に「、係長」を加え、「係長」を「主査」に改め、同条第2項中「部、室及び」を削り、「監督」の次に「、業務主査」を加える。

第4条第1項中「次項及び」を削り、同項の表中室長の項を削り、同表課長の項第1号中「又は担当事務」及び「事務の」を削り、同項第2号中「又は担当事務」を削り、同表課長代理の項第1号中「の命を受け、グループの担当事務を執行するとともに」を「が指定する係の事務を掌理するとともに、係の事務処理について」に改め、同表係長の項第1号中「グループの担当事務の処理について」を「係の事務を執行し、及び総括するとともに」に改め、同項の次に次のように加える。

主査	(1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、担当事務を統括し、所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
----	--

第4条第1項の表主任の項中「グループの」を削り、同条第2項中「監督」の次に「、業務主査」を加え、同項の表監督の項第1号中「グループの担当業務を」を「係の業務を執行し、及び」に改め、同項の次に次のように加える。

業務主査	(1) 所属上司の命を受け、担当業務を統括し、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
------	--

第4条第2項の表班長の項第1号中「グループの」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第5条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「又は市駅周辺まち活性化部」及び「、子育て支援監」を削る。

第3条第2項中「子育て支援監又は総務部若しくは」を「総務部又は」に改め、同条第4項中「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（平成10年枚方市教育委員会規程第2号）第15条の規定にかかわらず、」を削る。

(新しい学校推進室設置規則の一部改正)

第6条 新しい学校推進室設置規則（令和3年枚方市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新しい学校推進課設置規則

第1条及び第2条中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改める。

第3条第1項中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に、「室長及び課長代理」を「課長、課長代理及び係長」に改め、同条第2項中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改め、「課長、」を削り、「係長」を「主査」に改める。

第4条の見出し中「グループ制」を「係制」に、同条中「新しい学校推進室」を「新しい学校推進課」に改める。

附 則 [令和6年3月31日公布]

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(副教育長の設置に関する規則の一部改正)

2 副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条」を「第5条」に改める。